

# 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則の概要

## 1 標準的な長期休業の期間

学校（幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園を除く。）の敷地の周囲100m以内の制限区域については、下記の標準的な長期休業の期間を、制限期間から除きます。

### （1）小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

夏季休業期間 : 7月26日～8月20日

冬季休業期間 : 12月24日～1月6日

春季休業期間 : 3月20日～4月7日

### （2）高等専門学校

夏季休業期間 : 8月12日～9月30日

冬季休業期間 : 12月24日～1月7日

春季休業期間 : 2月27日～4月7日

### 【考え方】

県内の学校における過去5年間の長期休業の期間の実績を基に、最も多くの学校が休業している期間を設定します。

（2）の高等専門学校は、長期休業の期間が（1）の学校と異なることから、区別して設定します。

## 2 制限の解除について

事業者からの申請に基づき、知事は、下記の要件に該当する場合、学校等の管理者の意見を聴いて、1年以内の期間を限って制限を解除できることとします。ただし、下記の要件に該当しなくなった場合は、制限の解除を取り消します。

（1）学校等の教育・保育環境が悪化するおそれがないことが、学校等の設備や住宅の立地条件等から明らかである場合

（2）学校等が関係する活動の一環として住宅宿泊事業上の宿泊が実施されるものである場合